

伊達市地域建設業経営強化融資制度における債権譲渡承諾に関する 事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市と工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負事業者のうち、中小・中堅元請建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時雇用する従業員の数が1,500人以下の建設業者をいう。以下「元請負人」という。）が、「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17付け国総建第197号、国総建整第154号都道府県知事あて国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「国土交通省通知」という。）に基づく地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における伊達市工事請負契約約款（平成18年伊達市告示第7号。以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定に基づく債権譲渡承諾手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 債権譲渡を承諾する対象となる工事は、請負代金の額が500万円以上で、約款第34条の前金払が行われ、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に定める工事については本制度の対象外とする。

- (1) 履行保証を付したもののうち、市が役務保証を必要とする工事
- (2) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（前年度からの繰越工事で年度内に終了が見込まれる工事を除く。）
- (3) 債務負担行為に係る工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 継続費を設定した工事（最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (5) 付帯工事、受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他、建設事業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適當な特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、約款に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金（中間前払金を含む。以下同じ。）、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

2 当該請負契約が解除された場合において譲渡される請負代金債権の額は、前

項の規定にかかわらず、約款に定められた出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、部分払金及び当該請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額の全額とする。

3 請負契約の変更により請負代金額に増減が生じた場合には、変更後の金額とする。

(債権譲受人)

第4条 債権譲受人は、事業協同組合等（事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。）又は特例民法法人である建設業者団体をいう。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有し、融資制度に係る元請負人への貸付事業を確実に実施できる財政的基盤及び信用を有する等の要件を満たす者として一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者（以下「債権譲渡人」という。）への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行う者とする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の書類を提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
- (2) 債権譲渡契約証書（第2号様式） 1通
- (3) 工事履行報告書（第3号様式） 1通
- (4) 発行日から3月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾を義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの 1通

2 前項の書類は、市に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

3 第1項の書類の提出期限は、当該請負工事の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあつては、最終年度の工事に係る出来高）が2分の1に到達したと認められる日以降当該請負契約の履行期間末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

第6条 債権譲渡は、次の各号のいずれにも該当する場合に承諾するものとする。

- (1) 次に掲げる要件のすべてを満たす債権譲渡承諾依頼書が提出されていること。
 - ア 定められた必要事項のすべてが記載されていること。
 - イ 請負者及び譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び実印が、工

事請負契約書及び印鑑証明書と一致していること。

ウ 契約締結日、工事の名称、工事の施工場所及び工事の期間に誤りがないこと。

エ 請負代金額、支払済前払金額及び支払済部分払金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(2) 次に掲げる要件のすべてを満たす債権譲渡契約証書が提出されていること。

ア 債権譲渡人及び債権譲受人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名並びに実印が債権譲渡承諾依頼書に記載しているものと一致していること。

イ 契約締結日、工事の名称、工事の施工場所及び工事の期間に誤りがないこと。

ウ 請負代金額及び既受領金額に誤りがなく、債権譲渡額が請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権金額と一致していること。

(3) 工事進行状況を記載した簡易な工事履行報告書により、工事の出来高が確認できること。

(4) 発行日から3月以内の印鑑証明書の原本が提出されていること。

(5) 当該請負工事が、契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されており、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾を受けている旨を証するもの（次号及び第7号において「承諾書」という。）が提出されていること。

(6) 承諾書の写しは、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであることを確認できること。

(7) 市に提出済の保険又は保証証券等及び約款等の記載内容が、前号の相手方及び承諾書の記載内容と一致していること。

(8) 当該請負契約が解除されていないこと又は解除のおそれがないこと。

（債権譲渡の承諾）

第7条 債権譲渡の承諾は、第5条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書の提出を受けた後、前条の事項を確認した上、債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人に各1通を交付することにより行うものとする。

2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等を受理した日から2週間以内に行うものとする。

（債権譲渡の不承諾）

第8条 第5条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第6条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合は、債権譲渡人及び債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲

渡不承諾通知書（第4号様式）を交付するものとする。

（出来高確認）

第9条 保証事業における融資の審査手続き等において出来高確認が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書（第5号様式）を提出するものとする。

3 前項の工事出来高確認協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認する。

（債権譲渡の通知）

第10条 第7条第1項の承諾を得た債権譲渡人及び債権譲受人が、債権譲渡契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合は、連署にて債権譲渡通知書（第6号様式）に債権譲渡契約証書の写しを添えて市に速やかに提出するものとする。

（請負代金の請求）

第11条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続きを経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた債権の範囲内で、支払を請求することができる。なお、債権譲渡人は、債権譲渡承諾後に請負代金等の請求をすることはできない。

2 債権譲受人が請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、工事請負代金請求書（第7号様式）を提出するものとする。

（様式類の整備）

第12条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等並びに一定の民間事業者における取扱い及び契約書その他の様式類等でこの要領に定めのないものは、保証事業の監督官庁及び振興基金が定め、又は事業協同組合等が当該事業協同組合等の監督行政庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金等と協議し、必要な手続きを経て定めることとする。

（不正行為への措置）

第13条 保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁、振興基金又は捜査機関等が、請負事業者、事業協同組合等が保証事業に関し不正を行ったと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、市は、当該不正を行った請負事業者又は事業協同組合等を債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負事業者及び事業協同組合等又は一定の民間事業者が市に提出した書面について、明らかに偽造、改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、事業協同組合等の監督行政庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、国土交通省通知が効力を失うまでの間に限り、その効力を有する。